

へさがうかつ通信

平成 30 年 7 月

4 号

【編集・発行】

広島市戸坂地域包括支援センター

高齢者地域支え合い事業

「高齢者の見守り活動に取りくんでいます！」

～地域で支えあえる戸坂を目指して～

ご近所で
こんな心配事
ありませんか？



1人暮らしで
今後が不安
じゃのう…。



隣の A さん、
新聞が何日も
たまっているけど
大丈夫かしら？



隣の B さん、
1日中電気が
ついてたけど…

【高齢者地域支え合い事業】とは、

地域住民や関係団体が協力して、地域の
1人暮らしや高齢者の方に対して、声か
け・見守り活動を行い、共に支え合う地
域を作っていく取り組みです。

ご近所さん・町内会・民生委員・地域包
括支援センターなど、みんなの知恵と力
を合わせて、地域で暮らし続ける安心を
つくっていきましょう！！



お互いが気になけ、
声をかけあえる。
年を重ねても
毎日を安心して暮らせる。

そんな戸坂のまちづくりを地域包括支援
センターはお手伝いしています。

…戸坂地域での見守り活動状況は…

戸坂城山学区では、H27年5月から見守り活動
が始まりました。現在、6町内会で行われ、登録者
は77名、協力員は53名となっています。包括支
援センターが事務局となり、協力員と毎月の見守り
状況を共有し、登録者へ必要に応じた対応や、年1
回の訪問もしています！

今後、戸坂学区で2町内会が開始し、東浄学区で
は1町内会が開始に向けて準備を進めています。

見守り協力員の活動は「高齢者いきいき活動ポイ
ント事業」の対象となります。



見守り取組み状況の報告と今後についての話し合い
(戸坂城山学区)

【お問い合わせ先】

広島市戸坂地域包括支援センター

〒732-0003 広島市東区戸坂中町 2-29

TEL: (082) 516-0051

FAX: (082) 516-0052

Eメールアドレス: hesakahokatu@tyoseien.jp

受付時間: 月～金曜日 8:45～17:15

(土・日曜日、12/30～1/3 休み)



ザ・ビッグ戸坂店の
向かいです！

100歳体操で地域も元気に！

平成 29 年 4 月、戸坂南会館で「いきいき百歳体操 in 南わくわくクラブ」が始まりました。開催日には早くから会場作り、DVD、受付、名札、ポイント手帳の印鑑係などそれぞれの担当者がテキパキと準備をしています。毎回 45 人程度の参加者で会場は一杯ながらも、譲り合いながらいきいきと体操をされています。

そして体力作りにとどまらず、参加者同士が普段からよく話をするようになったり、体操仲間に誘われて町内会行事への参加者が増えるなど、「体操を始めてから町内会が活性化しようるんよ～」と曾江井町内会長はその効果を実感されています。

自分の「健康」という目標に向かって自発的に取り組む気持ちが、自然な形で住民の輪を広げ、地域も元気になっているのだと思いました。



受付は笑顔でお出迎え！



**いきいき百歳体操
in 南わくわくクラブ**
開催日：毎週金曜日
10:00～11:00
会 場：戸坂南会館

民生委員×ケアマネ=パワーアップ

5/23、昨年に続き今年も、民生委員児童委員の皆様と戸坂圏域を中心としたケアマネジャー（介護支援専門員）さんとの交流会を行いました。

まずは、民生委員さんとケアマネジャーさんから最近の動向や役割について話をいただきました。

お互いに顔写真入りの紹介用紙を配布し自己紹介の後、6グループに分かれ『教えたい・知りたい・お得情報』をテーマに話し合いをしました。

「地域の様子や実態を知ることができた」、「ケアマネジャーの役割がわかった」等の意見が出ました。

来年度もこのような企画をして、お互いに顔の見える関係を築いていきたいと思います。参加された皆さん、お疲れさまでした。



グループワークでは活発に意見が飛び交いました！



不審なハガキにご注意を！

年々、詐欺の手口は巧妙になっています。今までは電話や訪問などでしたが、最近は「ハガキ」が流行しています。

『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』というタイトルで「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」という架空の窓口からのハガキが高齢者のご自宅に送られてきます。

取り下げ等の相談窓口へ電話をすると「取り下げ手続きをしてくれる弁護士等を紹介する」等と言われ、お金を支払わされる被害も出ています。

どうしていいかわからない時は一人で悩まずに、ご家族、ご近所さん、包括支援センターへご相談ください！

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。
また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させて頂きます。
尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。
この度は、民事訴訟に関するご連絡となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 6月13日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口
03-

↑このようなハガキが送られてきます。